鳥取県統計調査条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県統計調査条例等の一部を改正する条例

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第1条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動 後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条 項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に 対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加 える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部 分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。 以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分 が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(目的)

第1条 この条例は<u>、統計法(平成19年法律第53号。</u> | 第1条 この条例は<u>県勢の実態を明かにするため統計</u> 以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定め るもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に 関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運 営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生 活の向上に寄与することを目的とする。

調査(以下調査という。)を行い、適確公正な県行 政の運営を計る基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「県統計調査」とは、知事 その他の執行機関(以下「知事等」という。)が統 計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に 対し事実の報告を求めることにより行う調査をい う。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 知事等がその内部において行うもの
 - (2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令 において、市町村に対し、報告を求めることが規 定されているもの
 - (3) 国の行政機関(法第2条第1項に規定する行 政機関をいう。以下同じ。) その他の者からの委 託を受けて行うもの

- (4) 鳥取県警察において警察法(昭和29年法律第 162号)第36条第2項の規定による責務を遂行す るために行う事務に関して行うもの
- 2 この条例において「調査票情報」とは、県統計調 査によって集められた情報のうち、文書、図画又は 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られ た記録をいう。)に記録されているものをいう。

(県統計調査の実施)

- 施内容は、規則で定める。
- 2 県統計調査に従事する職員は、知事等の発行する 職務に関する身分を示す証明書を携帯し、当該県統 計調査の実施に際しては、関係者にこれを提示しな ければならない。

<u>第3条</u> この条例によって行う<u>県統計調査及びその実<math>|第2条 この条例によって行う調査</u>は、規則で定める</u> もののほか、これを告示する。

(報告義務)

- ついて、個人又は法人その他の団体に対し報告を求 を命ずることができる。 めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを <u>拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</u>
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成 年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する 者を除く。)又は成年被後見人である場合において は、その法定代理人が本人に代わって報告する義務 を負う。

第4条 知事等は、県統計調査のために必要な事項に 第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告

(統計調査員)

- 第5条 知事は、その行う県統計調査の実施のため必|第4条 知事はその行う調査のため必要があるとき 要があるときは、統計調査員(以下「調査員」とい は、調査区を設定し調査員を置くことができる。 う。)を置くことができる。
- 2 調査員は、知事の指揮監督を受けて調査票の配 布、取集その他県統計調査に関する事務に従事す る。
- 第5条 調査員は、知事の指揮監督を受けて担当区域 内の調査に関する諸般の事務に従事する。
- 第6条 調査に従事する地方公共団体の職員又は調査 員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質 問をすることができる。この場合には、知事の発行 する職務に関する証票を示さなければならない。

(立入検査等)

- 第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該県統計調査に従事する職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、知事等 の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯 し、関係者の請求があったときは、これを提示しな ければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認 められたものと解釈してはならない。
- 第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし 又は窃用してはならない。
- 第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の 目的以外にこれを使用し又は使用させてはならな い。

(県統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県統計調査の報告の求めであると人 を誤認させるような表示又は説明をすることによ り、当該求めに対する報告として、個人又は法人そ の他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第8条 知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、 インターネットの利用その他適切な方法により公表 しなければならない。

(調査実施機関における調査票情報の二次利用)

- 第9条 知事等は、知事等に置かれた内部組織であって、県統計調査に係る事務の処理について最終的に意思を決定し、当該県統計調査を行ったもの(以下「調査実施機関」という。)の職員に、当該県統計調査に係る調査票情報を、規則で定めるところにより、当該県統計調査の目的以外の目的のために利用させ、統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行わせることができる。
- 2 知事等は、前項の規定によりその行った県統計調 査の目的以外の目的のために当該県統計調査に係る

調査票情報を利用させたときは、遅滞なく、その <u>旨、利用の目的及び統計の作成等の結果をインター</u> ネットの利用その他適切な方法により公表しなけれ <u>ばならない。</u>

(公的機関の求めによる統計の作成等)

- 第10条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、規則で定めるところにより、次に掲げる者からの求めに応じ、調査実施機関に、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用した統計の作成等を行わせることができる。
 - (1) 知事等に置かれた内部組織のうち調査実施機 関以外のもの
 - (2) 国の行政機関、他の地方公共団体、地方独立 行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び 土地開発公社
- 2 知事等は、前項の規定により統計の作成等を行わ せたときは、遅滞なく、その旨、利用の目的及び統 計の作成等の結果をインターネットの利用その他適 切な方法により公表しなければならない。

(委託による統計の作成等)

- 第11条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。
- 2 知事等は、前項の規定により統計の作成等を行わ せたときは、遅滞なく、その旨及び利用の目的をイ ンターネットの利用その他適切な方法により公表し なければならない。

(手数料)

- 第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。
 - (1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事 等に委託する場合であって、委託を受けた知事等 が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わ せるとき 次に掲げる額の合計額
 - <u>ア</u> <u>5万1,000円に統計表1表につき2万400円を</u> <u>加えた額</u>
 - イ 統計成果物(委託により作成した統計表をい

- う。以下この号において同じ。)の提供に関す る次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定 める額
- (ア) 光ディスク(日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 1 枚につき50円
- (イ) 光ディスク(日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 1 枚につき90円
- <u>ウ</u> 統計成果物の送付に要する費用(当該送付を 求める場合に限る。)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 知事等が統計 の作成等その他委託に係る業務に要する費用とし て定める額

(規則への委任)

第13条 略

第9条 略

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを 6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金 に処する。
 - (1) 第3条の規定により申告を命ぜられた場合申告せず、又は虚偽の申告をした者
 - (2) 第3条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
 - (3) 第6条の規定による調査資料を提供せず、若 しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し 虚偽の陳述をした者
 - (4) この調査に従事する者又はその他の者で調査 の結果を真実に反するものとしてしまう行為をし た者
 - (5) この調査に従事する者又はこの調査の職に在った者で第7条の規定に違反した者

(罰則)

- 第14条 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告 の求めであると人を誤認させるような表示又は説明 をすることにより、当該求めに対する報告として、 個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条に規定する県統計調査の報告を求めら れた者の報告を妨げた者
 - (2) 県統計調査に関する業務に従事する者で当該 県統計調査の結果をして真実に反するものたらし める行為をした者
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条の規定に違反して、県統計調査の報告 を拒み、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせ ず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若 しくは同項の規定による質問に対して答弁をせ ず、若しくは虚偽の答弁をした者

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以 下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動 後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」 という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除 く。)に改める。

改正後 改正前

(適用除外)

いては、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項 に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定す る一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人 情報
- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団 データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に 届け出られた統計調査(同法附則第7条第2項の 規定により、同法第24条第1項の規定により届け

(適用除外)

- 第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報につ|第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報につ いては、適用しない。
 - (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定 <u>する指定統計を作成するために集められた</u>個人情 報
 - (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に 届け出られた統計調査によって集められた個人情 報

出られた統計調査とみなされたものを含む。)に 係る調査票情報に含まれる個人情報

- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の 規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同 法第4条第2項に規定する申請書に記載された専 ら統計を作成するために用いられる事項に係る部 分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (4) 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第 7号)に基づく統計調査によって集められた個人 情報
- (4) 統計法第2条第1項に規定する行政機関(以 下この号において「行政機関」という。)が同法 第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提 供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録 情報に含まれる個人情報

(5) 略

(5) 略

2 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県統計調査条例第10条を削り、同条例 第9条を同条例第13条とし、同条の次に3条を加える改正(第14条に係る部分に限る。)は、同年7月1日か ら施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正については、当該改正)の施行前にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。